

活動費規程

(目的)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会 規約 第30条に基づき、活動費に関して必要事項を定めるものとする。

(活動費)

第2条 会員は以下の活動費を納入しなければならない。

年額 2,000円

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、7月までに活動費を納入しなければならない。

各事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(途中入会の会費と納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の活動費は月額200円とし入会承認月から起算し事業年度末までの月数分を納入することとする。

2 活動費の納入は、入会の通知を受けた日から3か月以内とする。

(納入金の不返還)

第5条 既に納入した活動費は、それを返還しないものとする。

(活動費の利用目的)

第6条 活動費は以下の目的に利用する。

- 1 総会の会場費、資料代
- 2 理事会の会場費、資料代、理事会参加者の交通費
- 3 首都圏土壤医の会主催の講習会・講演会の会場費、資料代(参加費無料の場合)
- 4 ホームページ等運営費、郵送代等の通信費

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会の設立の日から施行する。